

新採用学校事務職員等研修会
(1回目) 資料

給与制度

令和2年5月



中南教育事務所

1 給料【職員の給与に関する条例第2条第1項】

正規の勤務時間に対する報酬をいいます。

給料月額は、職員の属する職務の級について給料表に定められている号給の給料をいいます。

給料表の種類は、10種21表があり、それぞれの給料表が適用されます。

行政職給料表 事務職員

教育職給料表（一）県立学校教員

教育職給料表（二）小・中学校教員

医療職給料表（二）学校栄養職員

○教職調整額【義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第3条】

教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき支給される手当で、教育職給料表の1級又は2級である者に給料月額の4%を支給します。

○給料の月額

給料月額に教職調整額を加えたものをいいます。

○給与

給料と手当を合わせたものをいいます。

○給与の支給【地方公務員法第25条第2項】

給与は、法令で特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を、毎月一定の日に、支払わなければならない。

給料の支給定日は、その月の21日

（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）【人事委員会規則7-0第2条】

期末手当及び勤勉手当の支給日は、6月30日、12月10日

【人事委員会規則7-80第15条】

○給与の口座振替【職員の給与に関する条例第21条の4】

給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

2 諸手当

地方自治法で定められている次のものをいいます。

管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当等、へき地手当等、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当

(1) 管理職手当【職員の給与に関する条例第7条の2】

管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務の特殊性に基づき支給します。

職	区分	管理職手当額
校長のうち人事委員会が定めるもの	6類	77,400円
校長	8類	62,300円
教頭のうち人事委員会が定めるもの	8類の2	57,100円
教頭	9類	51,900円

(2) 扶養手当【職員の給与に関する条例第8条、第9条】

扶養親族のある職員に対して支給します。

区分		H29	H30	H31 (R1)	R2
配偶者	行政7級以下	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政8級(※)	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政9級以上 (※)	10,000	6,500	3,500	—
子		8,000 (10,000)	10,000 —	10,000 —	10,000 —
父母等	行政7級以下	6,500 (9,000)	6,500 —	6,500 —	6,500 —
	行政8級(※)	6,500 (9,000)	6,500 —	3,500 —	3,500 —
	行政9級以上 (※)	6,500 (9,000)	6,500 —	3,500 —	— —

(注) () 内は、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額

※学校には、行政職8級以上相当の職はない。

(3) 住居手当【職員の給与に関する条例第9条の4】

住宅を借り受け一定額を超える家賃を負担している職員に対して支給します。

ア 借家等

(ア) 家賃が月額23,000円以下である場合

$$\text{支給額} = \text{家賃相当額} - 12,000\text{円} \quad (100\text{円未満の端数は切捨て})$$

(イ) 家賃が月額23,000円を超える場合

$$\text{支給額} = \frac{(\text{家賃相当額} - 23,000\text{円}) \times 1/2 + 11,000\text{円}}{16,000\text{円限度}} \quad (100\text{円未満の端数は切捨て})$$

イ 別居する配偶者のための借家等

上記の2分の1の額 (100円未満の端数は切捨て)

(4) 通勤手当【職員の給与に関する条例第10条】

通勤のため交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対して支給します。

①交通機関等利用者

○ 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合

$$\text{支給額} = \text{運賃等相当額}$$

○ 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合

$$\text{支給額} = 55,000\text{円} \times \text{支給単位期間の月数}$$

(2以上の交通機関を利用する場合は、55,000円×最長支給単位期間の月数)

②自動車等使用者

ア 四輪の自動車以外を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
5km未満	2,000円	25km以上30km未満	13,700円
5km以上10km未満	4,100	30 " 35 "	16,100
10 " 15 "	6,500	35 " 40 "	18,500
15 " 20 "	8,900	40km以上	20,900
20 " 25 "	11,300		

イ 四輪の自動車を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
4km未満	2,000円	42km以上44km未満	24,600円
4km以上6km未満	3,700	44 " 46 "	25,900
6 " 8 "	4,600	46 " 48 "	27,000
8 " 10 "	5,800	48 " 50 "	28,200
10 " 12 "	7,000	50 " 52 "	29,300
12 " 14 "	8,100	52 " 54 "	30,400
14 " 16 "	9,300	54 " 56 "	31,500
16 " 18 "	10,400	56 " 58 "	32,600
18 " 20 "	11,500	58 " 60 "	33,700
20 " 22 "	12,800	60 " 62 "	35,000
22 " 24 "	14,000	62 " 64 "	36,000
24 " 26 "	14,800	64 " 66 "	37,000
26 " 28 "	15,700	66 " 68 "	38,100
28 " 30 "	16,700	68 " 70 "	39,200
30 " 32 "	17,700	70 " 72 "	40,400
32 " 34 "	18,800	72 " 74 "	41,500
34 " 36 "	19,900	74 " 76 "	42,600
36 " 38 "	21,000	76 " 78 "	43,700
38 " 40 "	22,300	78 " 80 "	44,800
40 " 42 "	23,500	80km以上	46,000

③併用者

ア 交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等を使用する距離が片道2km以上である職員

(ア) 四輪の自動車以外を使用する職員の場合
運賃等相当額に②のアに掲げる額を加算した額

(イ) 四輪の自動車を使用する職員の場合
運賃等相当額に②のイに掲げる額を加算した額

○ (ア)又は(イ)の額が55,000円を超える場合
支給額=55,000円×最長支給単位期間の月数

イ ア以外の職員

(ア) 1か月当たりの運賃等相当額の合計額が自動車等の距離に応じた額以上である場合は運賃等相当額

(イ) 1か月当たりの運賃等相当額の合計額が自動車等の距離に応じた額未満である場合は自動車の距離に応じた額

(5) 単身赴任手当【職員の給与に関する条例第10条の2】

公署を異にする異動又は公署の移転に伴い住居を移転し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対して支給します。

基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ8,000円～70,000円を加算します。

(6) 学校職員の特殊勤務手当【職員の特殊勤務手当に関する条例第18条】

○教員特殊業務手当

非常災害緊急補導手当

修学旅行等引率手当

対外運動競技等引率手当

部活動指導手当

令和2年4月1日から、児童に対する指導に係る区分（2時間程度：日額1,800円。部活動（児童）コード「3510」）が新設されましたので留意願います。

○多学年学級担当手当

○教育業務連絡指導手当

○特別支援教育手当

(7) 時間外勤務手当【職員の給与に関する条例第13条】

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く。）に対し、勤務した時間数に応じて支給します。

また、同一週を超える期間において週休日の振替等を行った職員に対して、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間数（休日等に勤務した時間数に相当する時間等を除く。）に応じて、支給します。

(8) 休日勤務手当【職員の給与に関する条例第14条】

国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く。）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給します。

(9) 期末手当【職員の給与に関する条例第19条】

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員並びに基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に支給します。

$$\text{支給額} = \text{基礎額} \times \text{期別支給割合} \times \text{在職期間別割合}$$

(10) 勤勉手当【職員の給与に関する条例第19条の4】

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に、勤務成績に応じて支給します。

$$\text{支給額} = \text{基礎額} \times \text{期間率} \times \text{成績率}$$

(11) 寒冷地手当【職員の給与に関する条例第18条】

毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、北海道、県内その他寒冷の地域で人事委員会が定めるものに在勤する職員に支給します。

地域の区分	基準日における世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
県内	17,800円	10,200円	7,360円
北海道	23,360円	13,060円	8,800円

(12) へき地手当 【職員の給与に関する条例第11条の4】

へき地教育振興法第5条の2第1項に規定するへき地学校等に勤務する職員に対して支給します。

(13) へき地手当に準ずる手当 【職員の給与に関する条例第11条の5】

へき地学校等又は特地学校に異動して勤務する職員のうち、当該異動に伴って住居を移転したもの又は職員の在勤する学校等が移転してへき地学校等若しくは特地学校に該当することとなった場合において、当該学校等の移転に伴って住居を移転した職員に支給します。

(14) 義務教育等教員特別手当 【職員の給与に関する条例第19条の6】

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員に対し、給料の級及び号給に応じ、2,000円～8,000円の範囲内で支給します。